

2020阿波おどりの開催準備経費について

阿波おどり実行委員会とキョードー東京共同事業体が締結している阿波おどり事業企画運營業務委託契約においては、やむを得ない事情が発生した場合における納付金の変更や不可抗力による費用等の負担に関する規定が設けられている。

令和2年度の年度契約において、今回の新型コロナウイルス感染症により生じた影響については協議の対象とすることを定めたため、今後、実行委員会と事業体の間で費用分担に関する協議を行う必要がある。

(1) 基本契約（平成31年4月8日締結）

（納付金の変更）

第35条 甲又は乙は、委託期間中に法令、本業務内容の変更等やむを得ない事情により、当初合意された納付金が不相当となったと認められる場合は、相手方に対し、書面により納付金の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否、変更金額等については、前項の協議により、甲、乙双方合意のうえ決定するものとする。

（不可抗力による費用等の負担）

第41条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況を確認したうえで乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

（不可抗力による業務免除）

第42条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められる場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本契約に定める義務を免れるものとする。

(2) 年度契約（令和2年4月1日締結）

（新型コロナウイルス感染症の取り扱い）

第6条 本年度の業務の実施に当たり、世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症（COVID-19（coronavirus disease 2019））により生じた影響については、基本契約第35条、第41条、第42条の対象にするものとし、甲は納付金の変更及び不可抗力による費用等の負担に関する乙からの協議に応じるものとする。